

2021 年度

# 3 級 F P 技能検定試験対応 制度改正資料

ライフプランニングと資金計画  
金融資産運用  
タックスプランニング  
不動産  
相続・事業承継

2021 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。  
F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。  
なお、**該当ページ**には、2020 年度用 3 級テキストまたは対策問題集の該当ページを記載  
しています。

山田コンサルティンググループ株式会社

## <ライフプランニングと資金計画>

### 1. 国民年金保険料が改正されました。

2021（令和3）年度の国民年金保険料は次のとおりです。

国民年金保険料	月額 16,610 円
---------	-------------

該当ページ P47（テキスト）

### 2. 老齢基礎年金の額（満額）が改正されました。

2021（令和3）年度の老齢基礎年金の額（満額）は次のとおりです。

老齢基礎年金の額（満額）	780,900 円
--------------	-----------

該当ページ P51、P52、P54、P59（テキスト）、P12（対策問題集）

### 3. 障害基礎年金の額が改正されました。

2021（令和3）年度の障害基礎年金の額は次のとおりです。

障害等級1級	976,125 円
障害等級2級	780,900 円

※生計を維持している「子」がいる場合は、子の加算があります。

該当ページ P65（テキスト）

### 4. 遺族基礎年金の額が改正されました。

2021（令和3）年度の遺族基礎年金の額は次のとおりです。

遺族基礎年金の額	780,900 円
子の加算額	2人目までは1人につき 224,700 円 3人目以降は1人につき 74,900 円

該当ページ P67（テキスト）、P16、P17（対策問題集）

## <金融資産運用>

### 1. 金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）が改正され、「金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提供法）」に名称が変更されます。

金融サービスの利用者の利便の向上および保護を図るため、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）が改正され、「金融サービスの提供に関する法律（金融サービス提

供法)」に名称が変更されます。改正法は公布の日（2020年6月12日）から1年6ヵ月を超えない範囲内で施行される予定となっています。

該当ページ P211（テキスト） P43（対策問題集）

## <タックスプランニング>

### 1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例が延長・拡充されました。

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例（控除期間13年の特例）について、所定の要件を満たす場合に適用期限が延長されるとともに、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下のときは床面積が40㎡以上50㎡未満の家屋も特例の対象となりました。

改正前	改正後						
<p>消費税率10%が適用される家屋を取得等した個人が、一定期間内に居住の用に供した場合には、住宅ローン控除の適用期間が3年延長され13年間となる。</p> <p>&lt;11年目～13年目の控除額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>下記①と②のいずれか小さい金額</p> <p>①「住宅借入金等の年末残高<sup>*</sup>×1%」</p> <p>②「(住宅の取得等の対価の額または費用の額－住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税等) <sup>*</sup>×2%÷3」</p> <p><sup>*</sup>一般の住宅は4,000万円、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅は5,000万円が上限</p> </td> </tr> </tbody> </table>	控除額	<p>下記①と②のいずれか小さい金額</p> <p>①「住宅借入金等の年末残高<sup>*</sup>×1%」</p> <p>②「(住宅の取得等の対価の額または費用の額－住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税等) <sup>*</sup>×2%÷3」</p> <p><sup>*</sup>一般の住宅は4,000万円、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅は5,000万円が上限</p>	<p>消費税率10%が適用される家屋（下記の区分に応じて定められた期間内にその契約が締結されているもの）を取得等した個人が、2021年1月1日から2022年12月31日までに居住の用に供した場合には、住宅ローン控除の適用期間が3年延長され13年間となる（11年目～13年目の控除額は改正前と同様）。また、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合、40㎡以上50㎡未満の家屋も対象となる。</p> <p>&lt;契約期間&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>居住用家屋の新築</th> <th>既存住宅の取得・増改築等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年10月1日～ 2021年9月30日</td> <td>2020年12月1日～ 2021年11月30日</td> </tr> </tbody> </table>	居住用家屋の新築	既存住宅の取得・増改築等	2020年10月1日～ 2021年9月30日	2020年12月1日～ 2021年11月30日
控除額							
<p>下記①と②のいずれか小さい金額</p> <p>①「住宅借入金等の年末残高<sup>*</sup>×1%」</p> <p>②「(住宅の取得等の対価の額または費用の額－住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税等) <sup>*</sup>×2%÷3」</p> <p><sup>*</sup>一般の住宅は4,000万円、認定長期優良住宅および認定低炭素住宅は5,000万円が上限</p>							
居住用家屋の新築	既存住宅の取得・増改築等						
2020年10月1日～ 2021年9月30日	2020年12月1日～ 2021年11月30日						

該当ページ P266（テキスト）

## <不動産>

### 1. 宅地等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例の適用期限が延長されました。

宅地等の取得に係る不動産取得税の課税標準を固定資産税評価額の2分の1とする特例措置の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2021年3月31日	2024年3月31日

該当ページ P320 (テキスト)

2. 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率の特例の適用期限が延長されました。

住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2021年3月31日	2024年3月31日

該当ページ P320 (テキスト)

## <相続・事業承継>

1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が見直されました。

2021年3月31日までの非課税限度額が同額で延長され、2021年4月1日から2021年12月31日（適用期限）までの間、省エネ等住宅については1,500万円、それ以外の住宅については1,000万円となりました（住宅用家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合。消費税率10%が適用されない場合の非課税限度額は別途定めあり）。

該当ページ P371 (テキスト)

2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限が延長されました。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置のいずれも、適用期限が2年間延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	2021年3月31日	2023年3月31日

該当ページ P372 (テキスト)

2021 年度

3 級 F P 技能検定試験対応

制度改正資料

2021 年 6 月 23 日 発行

制作・著作・発行

山田コンサルティンググループ株式会社

無断複写・複製・頒布を禁じます。